

進捗を測る指標(成果指標)

計画本編 P.61 ~

成果指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和11年度)
1 結婚・妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない支援が実現されていると思う人の割合(未就園児童・就園児童・就学児童保護者)	35.3%	50.0%
2 子育てがしやすいと思う人の割合(未就園児童・就園児童・就学児童保護者)	50.2%	70.0%
3 子どもの権利を知っている人の割合(就学児童保護者)	43.8%	50.0%
4 今の自分が好きだと思う人の割合(小学生・中学生・高校生・若者)	26.4%	50.0%
5 自分には自分らしさというものがあると思う人の割合(小学生・中学生・高校生・若者)	47.1%	50.0%
6 子育てについて気軽に相談できる相手がいる人の割合(未就園児童・就学児童・就学児童保護者)	92.3%	現状維持
7 生きづらさを感じる人がいる人の割合(若者)	53.6%	50.0%
8 不安や悩みについて、気軽に相談できる人がいる人の割合(若者)	91.5%	現状維持
9 ヤングケアラーという言葉を知っている人の割合(就学児童保護者)	81.8%	90.0%
10 住んでいる地域の生活のしやすさについて、不便や不満を感じていない人の割合(小学生・中学生・高校生・若者)	32.7%	50.0%
11 住んでいる地域は、やりたいこと(勉強、習い事、体験など)が十分に実現できる環境になっていると思う人の割合(小学生・中学生・高校生・若者)	40.5%	50.0%
12 将来もこの町で過ごしたいと思う人の割合(小学生・中学生・高校生・若者)	32.0%	50.0%

※目標については、国の基準を参考にするなど、現状が50%未満は50.0%、50%~70%未満は70.0%、70%~90%未満は90.0%等で設定しています。

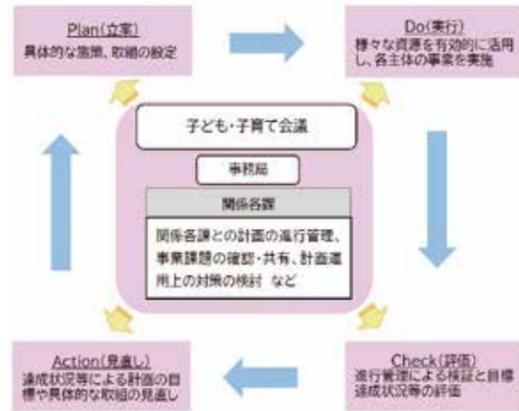
計画の推進

計画本編 P.106 ~

本計画は、子どもと子育て家庭、地域の様々な人々が、子どもの成長や子どもを取り巻く環境の変化に応じて発生する、日々の課題に対応していくための計画です。よって、計画自体が実際の状況に応じて柔軟に対応していくものと考えています。

計画自体をより実効性のあるものにするため、定期的に計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等の検証を実施し、その進捗評価を行い、計画の見直しをしていくことが不可欠です。

そこで、関係各課による子ども・子育てに関わる事業の実績について取りまとめ、事業の実施状況、事業実施に伴う諸課題などを整理し、子ども・子育て会議において、計画の評価、見直しを図ります。



富士河口湖町こども計画

令和7年(2025年)3月
概要版

富士河口湖町のこども計画とは

計画本編 P.5 ~

本計画は、本町の子ども政策を総合的に推進していくため、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困対策推進法に基づく「市町村計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を包含し、こども基本法に規定される少子化社会対策、子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策を一元化、こども大綱および山梨県こども計画(仮称)を勘案した「市町村こども計画」として、策定します。

本計画の対象は、こども・若者(概ね0歳から30歳未満まで)及び子育て世帯とします。本計画において、「こども」は概ね18歳未満を指すものとし、「若者」は概ね思春期(中学生年代から概ね18歳まで)から青年期(概ね18歳以降から概ね30歳未満)までを指すものとし、施策によっては40歳未満(ポスト青年期)までを対象とする場合があります。また、「こども」と「若者」は、一部重複します。

乳幼児期 義務教育年齢に 達するまで	学童期 小学生	思春期 中学生から 概ね18歳まで	青年期 概ね18歳から 概ね30歳未満まで	ポスト青年期 概ね30歳から 概ね40歳未満まで
	学 齢 期			
こ ども				
		若 者		

本計画の計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年とします。

子育てについての相談連絡先

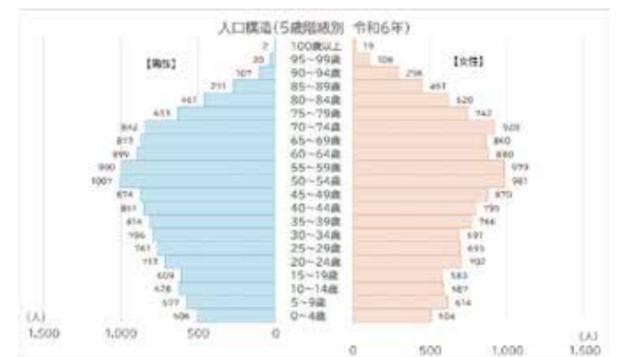
相談内容	事業内容	電話番号	受付時間	担当
保育所・認定こども園	保育等	72-1174	平日8:30~17:00	子育て支援課
幼稚園	幼児教育	72-1174	平日8:30~17:00	子育て支援課
つどいの広場	子育て支援	72-1174	平日9:00~15:00	子育て支援課
放課後児童クラブ	子育て支援	72-1174	平日8:30~17:00	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター	子育て支援	72-1174	平日9:00~15:00	子育て支援課
妊産婦・乳幼児の悩み	妊産婦・乳幼児健康相談	72-1174	平日8:30~17:00	子育て支援課
児童・生徒の悩み	学習支援	83-3022	平日10:00~16:00	教育センター

富士河口湖町の現状

計画本編 P.12 ~



資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)
※推計値は住民基本台帳上の人口を用いたコーホート変化率法による



資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)



資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)
※推計値は住民基本台帳上の人口を用いたコーホート変化率法による



資料：国勢調査



富士河口湖町こども計画【概要版】 令和7年(2025年)3月

発行：富士河口湖町 子育て支援課

電話：0555-72-1174



富士河口湖町の課題

計画本編 P.51 ~

こども・若者の自己肯定感の醸成
アンケート調査から、「自分らしさ」については、小学生から若者まで肯定的であることから、自己肯定感の捉え方において、思春期や反抗期の時期であったり、大学や社会人などライフステージの変化などに、戸惑いを感じるケースがあることがわかりました。

地域における取組
アンケート調査から、住んでいる地域の生活のしやすさや、自己実現に向けた環境が整っているかについて、小学生・中学生は、肯定的に感じている割合が高いことがわかりましたが、高校生や若者は、あまり肯定的には感じていないことがわかりました。

子育て支援
アンケート調査から、子育て世帯では、気軽に相談できる相手がいる割合が高く、困ったときでも解決できる関係性が構築できていることがわかりました。

観光業の働き方と子育て支援
本町では、企業や地域に対して、育児支援や柔軟な勤務時間の提供への働きかけや、観光業の働き手を支援するための子育ての環境づくりに取り組めます。

困難に遭遇した際の支援
アンケート調査の結果から、小学生から若者までが困難に遭遇した際などで、身近な人が助けてくれると思えている割合が高く、こども・若者の人間形成が豊かに育まれていると思います。反面、若者からは、生きづらさや孤独を感じる割合がある割合が高く、進学や就職等のライフイベント等から社会への適応に苦慮しているケースもあります。若者が一人ひとりが自分らしく過ごせる居場所づくりなどを支援します。

地域における子育て世帯への取組
子育て世帯は、地域での子育てやこどもにとっての環境が整っていると感じている割合が高いことがわかりましたが、こどもの年齢が上がるにつれ、その割合が下がっています。地域活動において、子育て世帯が意見を出しやすく、参加しやすい環境づくりに取り組みます。

子育て支援の相談
アンケート調査から、子育て家庭の育児や家事の負担状況は、未就園児童・就園児童・就学児童と子ども年齢が上がるにつれ、共同で行う割合が減少傾向にあることがわかりました。

地域の広さにおける行政サービスの取組
本町では、地域における格差を解消するため、地域資源の活用や地域コミュニティの活性化などに取り組みます。



基本理念

計画本編 P.54 ~

「こどもまんなかふじかわぐちこ」
~全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるまちづくりを目指して~

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）
すべての子どもに生まれながら「子どもの権利」がありだれもそれを奪うことはできません
こどもの権利を守るのはおとなです

- 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）**
- 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、1989年に国連総会において採択され、日本は1994年に批准しました。子どもの権利条約はこどもが守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同じく、ひとりの人間として持っている権利を認めています。さらに、おとなへと成長する途中にあり、弱い立場にある子どもたちには保護や配慮が必要な面もあるため、こどもならではの権利も定めています。
- 1. 差別の禁止（差別がないこと）**
すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、貧困、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。
 - 2. 子どもの最善の利益（こどもにとって最もよいこと）**
こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。
 - 3. 生命、生存、発達に対する権利（命を守られ成長できること）**
すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けられることが保障されます。
 - 4. 子どもの意見の尊重（こどもが意味のある参加ができること）**
こどもは自分に関係する事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

- 計画の基本目標**
- 基本目標1** | 子育て・親育ちを支援する
 - 基本目標2** | こどもの若者の健全な成長・学びを支援する
 - 基本目標3** | こども・若者の自立と社会参加を推進する
 - 基本目標4** | 困難を抱えるこども・若者・子育て世帯を支える地域の取り組みを推進する
 - 基本目標5** | こども・若者が居心地よく過ごすために充実した環境を整備する取り組みを推進する



計画の体系

計画本編 P.60 ~

基本理念 基本目標 施策の方向性

